

災害時における災害復旧に係る支援業務に関する協定

宝塚市上下水道局（以下「甲」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部（以下「乙」という。）は、宝塚市内に、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における甲の管理する上下水道施設（以下「施設」という。）の災害復旧に係る災害査定資料作成などの支援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において施設に発生した被害に関し、緊急的な災害復旧対策を講ずるに当たり、甲、乙が協力し、もって、被害の拡大防止と施設の早期復旧に資することを目的とする。

（支援業務の内容及び範囲）

第2条 支援業務の内容は、甲が実施した調査結果に基づき、復旧のための査定図書作成及び修正を行うものとする。

2 支援業務の範囲は、施設に被害が発生した箇所又は発生する恐れのある箇所に対して、甲が要請した範囲を基本とする。

（支援要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し支援要請を行う。

2 乙は、前項の要請があった場合は、速やかに構成する会員（以下「会員」という。）の中から、支援業務が可能な会員を推薦し、甲に通知することとする。ただし、災害の状況等やむを得ない状況により、会員が支援業務を実施できない場合においてはこの限りではない。なお、通知に係る一連の業務に費用は発生しないものとする。

（業務実施者の特定）

第4条 甲は、前条により通知された会員の中から、支援を要請する会員を特定し、その結果を乙及び特定した会員（以下「業務実施者」という。）に、文書で通知する。

2 災害の状況等やむを得ない状況により前項によりがたい場合は、口頭、電話その他適切な手段で行うものとし、支援業務に着手後、速やかに書面により通知する。

（支援業務の実施等）

第5条 甲は、速やかに業務実施者と協議を行い支援業務の内容及び範囲等を確認し、業務委託契約を締結する。

- 2 業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに甲に対して報告書を提出するものとする。
- 3 甲は、第1項で確認した内容等に基づき、その業務に要した費用を支払う。
- 4 支援業務の実施に伴い、甲及び業務実施者の責に帰すことができない事由により、第三者に損害を及ぼした場合又は業務実施者の従業員に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その措置について甲及び業務実施者は協議して定めるものとする。

(連絡体制)

第6条 本協定の連絡窓口は、甲は宝塚市上下水道局経営管理部総務課、乙は公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部事務局とし、支援要請を正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。
2 前項の期間は、満了の1ヵ月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(補則)

第8条 協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

令和2年6月1日

甲 宝塚市東洋町1番3号
宝塚市上下水道局
宝塚市上下水道事業管理者 森 増 夫

乙 大阪市北区中之島6丁目2番40号
(中之島インテス19F)
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
関西支部長 押 領 司